

## 未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

### 1 委託業務の内容

「未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託特記仕様書」（資料 2）のとおりとする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 3 契約限度額

131,161,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は当該業務の上限額であり、この範囲で予定価格を定める。

### 4 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(8)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和 4 年 7 月 19 日施行）に基づき、登録業種区分が物品の販売に係る入札に参加できる資格の A 等級の者であること。
- (8) 所在地要件が管轄内（県内に本店を有する）又は準管轄内（県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する）であり、企業規模要件が中小企業を満たすものであること。  
なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
- (9) 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
  - ア すべての構成員が前記（1）から（6）の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記（７）及び（８）の要件を満たしていること。

ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

## 5 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル公示	令和8年5月15日（金）
質問受付期間	令和8年5月18日（月）～5月20日（水）午後3時
質問への回答	令和8年5月22日（金）午後5時までに回答
プロポーザル参加申込書提出期限	令和8年5月26日（火）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限	令和8年6月 1日（月）午後5時（必着）
選考結果発表	令和8年6月 5日（金）（※予定）

## 6 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

### （１）質問方法

様式1「未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託に関する公募型プロポーザルについての質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。

電子メール：a2440-06@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 企画財政部 行政・デジタル改革課 TX 推進・行政改革担当宛て

### （２）回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールにより通知するとともに、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページにて公表する。なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

### （３）受付期限等

受付期限：令和8年5月18日（月）～5月20日（水）午後3時まで

回答送付：令和8年5月22日（金）午後5時までに回答

## 7 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式2「未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込書」を提出する。

### （１）提出方法

電子メールとする。

※電子メールの件名は以下のとおりとする。また、メールの到着確認の電話をすること。

電子メール件名

「(法人名) 未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込」

### （２）提出先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課（本庁舎2階）

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2147（直通）

電子メール：a2440-06@pref.saitama.lg.jp

### (3) 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時必着

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

企画提案にあたっては以下の書類を提出すること。3及び4は原本の提出とし、1、2、5、6、7については電子データでの提出を原則とする。やむを得ず紙で提出する場合には、項目ごとに以下の部数を提出すること。紙で提出する場合も、1及び2については電子データを併せて提出すること。

No.	提出書類	提出部数
1	未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託に関する企画提案書 ※ 企画提案書の作成等については、「企画提案書作成要領」（資料3）を参照のこと。	正本10部
2	見積書 ※ 見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。 また、「未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託特記仕様書」の「4 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。	正本1部
3	法人の定款の写し及び履歴事項証明書（商業登記簿謄本）の原本（提出日から遡って3か月以内に取得したもの） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
4	法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本 ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出すること。 ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
5	プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式3） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
6	会社概要（会社案内、パンフレット等） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること	10部
7	【複数の企業により参加する場合のみ】 構成員一覧表（様式4）及び委任状（様式5） 共同企業体協定書（様式任意）	各1部

※いずれも副本の提出は不要であり、指定部数のみ提出すること。

### (2) 提出方法等

#### ア 提出方法

電子データで提出するものは電子メールにより、紙で提出するものは持参又は郵送（書留）により提出すること。

#### イ 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課 TX 推進・行政改革担当（本庁舎2階）

TEL 048-830-2147

Eメール [a2440-06@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2440-06@pref.saitama.lg.jp)

※メールの受付容量は14メガバイトまでです。

それ以上になる場合は御相談ください。

エ その他

（ア）企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

（エ）企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## 9 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、書類審査により選定する。審査の結果は、企画提案参加者全員に対して、6月5日（金）に電子メールで通知する予定である。

## 10 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託企画提案評価基準書」及び「未来のオフィス・柔軟な働き方実現に向けた本庁・地域機関の環境整備業務委託評価項目一覧」を参照すること。

## 11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

また、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、4に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が二番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に総合点が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。なお、契約締結までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

## 12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて埼玉県情報公開条例で定める不開示情報を除き、

契約の相手方となる提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

### 13 契約保証金について

- (1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の10分の1以上)を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

### 14 その他留意事項

#### (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- オ 提出書類に不足があるもの。
- カ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- ク 見積金額を訂正したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

#### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

#### (3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
- エ 本プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 15 担当窓口・問合せ先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課 TX 推進・行政改革担当小此木・小菅

(住所) さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)

(電話) 048-830-2147

(メールアドレス) a2440-06@pref.saitama.lg.jp